

改正後	改正前																										
<p>農地中間管理事業の推進に関する基本方針</p> <p>趣旨 <u>地域の話合い活動により策定された地域計画に基づき、農地の効率的な利用を推進する必要があるため、話合い活動の継続・活性化を促進するとともに、農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。</u> <u>また、併せて荒廃農地の発生防止や解消を推進する必要がある。</u> <u>このため、この基本方針においては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「法」という。)第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定める。</u></p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現状 (令和6年度)</th> <th>目標</th> </tr> <tr> <th>(令和17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕地面積(①)</td> <td style="text-align: center;"><u>110,400ha</u></td> <td style="text-align: center;"><u>109,000ha</u></td> </tr> <tr> <td>効率的かつ安定的な農業経営が地域農用地の利用に占める面積(②)※1</td> <td style="text-align: center;"><u>52,900ha</u></td> <td style="text-align: center;"><u>76,300ha</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>47.9%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>70%</u></td> </tr> </tbody> </table>		現状 (令和6年度)	目標	(令和17年度)	耕地面積(①)	<u>110,400ha</u>	<u>109,000ha</u>	効率的かつ安定的な農業経営が地域農用地の利用に占める面積(②)※1	<u>52,900ha</u>	<u>76,300ha</u>		<u>47.9%</u>	<u>70%</u>	<p>農地中間管理事業の推進に関する基本方針</p> <p>趣旨 この基本方針は「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「法」という。)第3条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めており、地域計画を実現するため農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)を活用した農地の集約化を進める等の法改正を踏まえて見直すものである。</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現状 (平成30年度)</th> <th>政策目標</th> </tr> <tr> <th>(令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕地面積(①)</td> <td style="text-align: center;">117,100ha</td> <td style="text-align: center;">116,000ha</td> </tr> <tr> <td>効率的かつ安定的な農業経営が地域農用地の利用に占める面積(②)※1</td> <td style="text-align: center;">49,600ha</td> <td style="text-align: center;">104,400ha</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②/①</td> <td style="text-align: center;">42.4%</td> <td style="text-align: center;">90% (国の要請目標)</td> </tr> </tbody> </table>		現状 (平成30年度)	政策目標	(令和5年度)	耕地面積(①)	117,100ha	116,000ha	効率的かつ安定的な農業経営が地域農用地の利用に占める面積(②)※1	49,600ha	104,400ha	②/①	42.4%	90% (国の要請目標)
			現状 (令和6年度)	目標																							
	(令和17年度)																										
耕地面積(①)	<u>110,400ha</u>	<u>109,000ha</u>																									
効率的かつ安定的な農業経営が地域農用地の利用に占める面積(②)※1	<u>52,900ha</u>	<u>76,300ha</u>																									
	<u>47.9%</u>	<u>70%</u>																									
	現状 (平成30年度)	政策目標																									
		(令和5年度)																									
耕地面積(①)	117,100ha	116,000ha																									
効率的かつ安定的な農業経営が地域農用地の利用に占める面積(②)※1	49,600ha	104,400ha																									
②/①	42.4%	90% (国の要請目標)																									

改正後	改正前												
<p>※1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」は、<u>担い手（認定農業者，認定新規就農者，集落営農経営，基本構想水準到達者）の地域</u>における農用地利用面積で，農地中間管理事業等による借入農地のほか自己所有農地，農作業受託の合計面積。</p> <p>2 1以外の農地中間管理事業の推進等により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標</p> <table border="1" data-bbox="331 625 1070 879"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状 (令和6年度)</th> <th>目標 (令和17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒廃農地(遊休農地)面積※2 農用地区域内</td> <td>5,771ha</td> <td>0ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 荒廃農地のうち再生利用可能な荒廃農地面積</p> <p>荒廃農地の解消については，農地中間管理事業のほか，国・県・市町村等の補助事業の活用，農家の自助努力等により関係機関・団体が連携し取り組むこととする。</p> <p>3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向</p> <p>(1) 担い手への農地の集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進めるため，農地バンクが十分に機能を発揮できるよう県，地域，市町村段階の推進体制を整備する。</p>		現状 (令和6年度)	目標 (令和17年度)	荒廃農地(遊休農地)面積※2 農用地区域内	5,771ha	0ha	<p>※1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」は，個人経営体，団体経営体及び特定農業団体等の地域における農用地利用面積で，農地中間管理事業等による借入農地のほか自己所有農地，農作業受託の合計面積。</p> <p>2 1以外の農地中間管理事業の推進等により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標</p> <table border="1" data-bbox="1182 625 1921 879"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状 (平成30年度)</th> <th>政策目標 (令和5年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒廃農地(遊休農地)面積※2 農用地区域内</td> <td>2,634ha</td> <td>0ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 荒廃農地の解消については，農地中間管理事業のほか，国・県・市町村等の補助事業の活用，農家の自助努力等により関係機関・団体が連携し取り組むこととする。</p> <p>3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向</p> <p>(1) 担い手への農地の集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消を進めるため，農地バンクが十分に機能を発揮できるよう県，地域，市町村段階の推進体制を整備する。</p>		現状 (平成30年度)	政策目標 (令和5年度)	荒廃農地(遊休農地)面積※2 農用地区域内	2,634ha	0ha
	現状 (令和6年度)	目標 (令和17年度)											
荒廃農地(遊休農地)面積※2 農用地区域内	5,771ha	0ha											
	現状 (平成30年度)	政策目標 (令和5年度)											
荒廃農地(遊休農地)面積※2 農用地区域内	2,634ha	0ha											

改正後	改正前
<p>(2) <u>地域の話合い活動</u>により目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化した地域計画を実現すべく、関係機関・団体と連携して、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進める。</p> <p>(3) 農地整備事業の実施地区においては、一体的に農地中間管理事の推進を行うなど連携を図る。</p> <p>(4) 農地バンクを活用した担い手への農地を更に集積・集約化するため、農地を貸し付けた<u>地域</u>を支援する「<u>農地集約化促進事業</u>」など各種補助事業や制度等の周知・徹底を図る。</p> <p>(5) 市町村・農業委員会等と農地バンクが連携し、法に基づく所有者不明農地の活用促進を図る。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(2) 地域での協議により目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化した地域計画を実現すべく、関係機関・団体と連携して、地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進める。</p> <p>(3) 農地整備事業の実施地区においては、一体的に農地中間管理事の推進を行うなど連携を図る。</p> <p>(4) 農地バンクを活用した担い手への農地を更に集積・集約化するため、農地を貸し付けた地域及び個人を支援する「<u>機構集積協力金</u>」など各種補助事業や制度等の周知・徹底を図る。</p> <p>(5) 市町村・農業委員会等と農地バンクが連携し、法に基づく所有者不明農地の活用促進を図る。</p> <p>(以下省略)</p>